

中間監査基準・四半期レビュー基準の改訂案に対するコメント

5団体、1個人

| No | コメントの概要 |
|----|---|
| 1 | <p>四半期レビュー基準の報告基準における継続企業の前提の項において、監査基準及び中間監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定を置くべき。</p> <p>【理由】 「結論の表明ができない場合があり得る」とする以上、「そうしたケースは非常に限定されたものになると考えられる」としても、これに対応する規定は必要であるため。</p> <p>四半期レビュー基準「二 実施基準 9」第1段落目の後半、「…、当該事象又は状況に係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。」は、「…、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。」としたほうが良いのではないか。</p> <p>【理由】 経営者の評価及び対応策の変更についての質問の前に、当該事象又は状況の変化について質問することが自然な流れではないか。 監査手続の種類、深度等が異なるとしても、中間監査基準では当該事象又は状況の変化を検討することとなり、四半期レビューにおいても当該事象又は状況の変化について質問することは当然ではないか。</p> |
| 2 | <p>(参考1)の「新」の「変更あり」の部分のフローにおいて、経営者の評価・対応策の変更がある場合には、「評価及び対応策を提示しない」のフローには行かないことを明記すべき。</p> <p>(参考2)の「新」の(重要な不確実性がなく)、(重要な不確実性があり)の記載の仕方は不明確であり、これらがあるか否かで分けする流れとすべき。</p> |
| 3 | <p>経営者による評価の期間のうち対応策が示されていない期間について、経営者がどのように考えているのか、また、その結果として継続企業の前提について重要な不確実性が存在すると判断したかどうかについて、経営者が開示するためのガイドラインを設けるべき。</p> <p>四半期においても上記と同様。</p> |
| 4 | <p>監査人による評価期間は経営者の対応策の期間に限定することを明記すべき。</p> <p>【理由】 経営者による評価期間と対応策の期間が整合していないため、監査人は経営者の対応策がカバーしていない期間についての重要な不確実性の判断が困難であり、その期間の相違が大きくなるほど、経営者の評価期間に係る重要な不確実性の判断はより困難となるため</p> <p>前事業年度末または前会計期間末に重要な不確実性が存在しているか否かではなく、事象又は状況が存在しているか否かで整理した方が理解しやすい。</p> <p>前文「二 主な改訂点とその考え方 2 四半期レビュー基準の改訂 (1)」の第4段落目、「特段の変化がなければ、前会計期間の開示を踏まえた同様の開示が行われているかどうかを検討する」としているが、単に前会計期間と同様の開示が行われていれば足りるものではないため、「特段の変化の有無を確かめ、特段の変化がなければ、前会計期間の開示からの変更の要否を検討する」に修正すべき。 また、中間監査手続も主に「質問」によるため、「1 中間監査基準の改訂 (1)」の第4段落目の「当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更を検討する」を「特段の変化の有無を確かめ、特段の変化がなければ、前事業年度の開示からの変更の要否を検討する」に修正すべき。</p> |

中間監査基準・四半期レビュー基準の改訂案に対するコメント

5団体、1個人

| No | コメントの概要 |
|----|--|
| 5 | <p>「特段の変化」及び「大きな変化」が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」を指しているのか、または、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を指しているのか明確にすべき。</p> <p>例えば、中間監査基準及び四半期レビュー基準の前文では、「事象及び状況に大きな変化があった場合」としているが、四半期財規ガイドライン及び中間財規ガイドラインでは「重要な不確実性に大きな変化があった場合」としており、各規定で整合がとれていない。</p> <p>四半期レビュー基準「第二 実施基準 9」のまた書き「…継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない」の箇所について、経営者の評価及び対応策も含めて継続企業の前提に関する開示の要否について質問することを明確にすべき。</p> |
| 6 | <p>中間監査及び四半期レビューにおいて、前会計期間に重要な不確実性が認められるか否かによって、経営者の評価及び対応策の検討期間が異なることになるが、そのような理解でよいか。また、経営者の対応策が、経営者の評価の検討期間よりも短い場合があり得るが、この点につき、経営者の評価期間と対応策の対象期間との関連、経営者の評価期間のうち対応策が対象としない期間に関する監査又はレビュー手続の必要性の有無及び実施すべき手続について説明すべき。</p> <p>中間財規ガイドライン5の18-3及び四半期財規ガイドライン21-3において、「前事業年度の…」としているため、前文「二 主な改訂点とその考え方 2 四半期レビュー基準の改訂 (1)」及び四半期レビュー基準「第二 実施基準 9」第1段落目の「前会計期間の決算日」を「前事業年度の決算日」に修正し、開示情報と同じ期間が中間監査及び四半期レビューの対象となることを明確にすべき。</p> <p>四半期レビュー基準「第二 実施基準 9」第2段落目の「経営者に継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。」は「当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない」とすべき。</p> <p>【理由】 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合でも、重要な不確実性が認められない場合には、継続企業の前提に関する開示は必要ないため。</p> <p>前文「二 主な改訂点とその考え方 2 四半期レビュー基準の改訂 (1)」6段落目の「これらの質問の結果、」は「また、」に修正すべき。</p> <p>【理由】 この段落よりも前の段落においては、前会計期間からの経営者の評価及び対応策の変更、並びに、開示の要否に関する経営者への質問について記載されているのみであり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況の変化に関する質問や当該会計期間に新たに継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の把握のための質問については記載されていないため。</p> |